

起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和2年9月24日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和2年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和2年9月15日(火)		
				会議時間	15時10分 ~ 15時40分		
出席委員	委員長	宮本 幸輝		委 員	酒井 石		
	副委員長	山下 幸子		委 員	廣瀬 正明		
	委 員	小出 徳彦					
	委 員	山崎 司		欠席委員			
	委 員	大西 友亮					
その他	委員外議員	寺尾 真吾					
執行部出席者	観光商工課長	朝比奈雅人					
	まちづくり課長	桑原 晶彦					
事務局	局 長	西澤 和史					
	総 務 係	上岡真良那					
記 録							
令和2年9月15日に産業建設常任委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

■最初に、「まちづくり四万十株式会社の経営状況の報告について」執行部から報告を受けた。**【説明：朝比奈観光商工課長】**

まちづくり四万十株式会社の決算報告が遅れた件についてご説明します。

まちづくり四万十株式会社の定款では、営業年度末日である4月30日（最初3月31日と説明したものを後刻訂正）の翌日から3ヶ月以内に株主総会を実施することとなっている。このため、7月末までに総会を行い、地方自治法第243条の3第2項に基づき、経営状況について直近の市議会である9月定例会で議会へ報告するべきところ、それが出来なかった。まちづくり四万十株式会社によると、4月以降の従業員の退社や、新型コロナウイルス感染症による小学校の休校に伴い家庭での見守りが必要な従業員がいたこと等、人員が減少した。そのため、随時求人を行っていたが人員を確保できず、通常業務に追われたことで決算業務が遅れ、定款どおりに総会が開催できなかったという理由であった。

現状であるが、今月末の総会開催に向けて取り組みを進めており、12月定例会で報告したいと思っている。

補足であるが、新型コロナウイルス感染症に関係して法人税や消費税の申告期限の延長があるが、「申告期限の延長」が「総会を先延ばししてもよい」という理由にはならないようである。あくまでも、「コロナ禍の影響で総会が出来ない場合に、申告期限の延長が認められる」というものである。先方には「コロナ禍の影響により人手不足が生じ、決算書がまとめられなかったため総会が開けなかった」と報告を受けている。

所管課としては6、7月頃から連絡を取りあい催促していたが、このような状況になってしまったことについてお詫び申し上げます。

【質疑：山崎委員】

職員は何人で、決算担当職員は一人なのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

まちづくり四万十株式会社は文化センターを指定管理しており、事務職員はその一名である。なお、いちじょこさん広場の運営もしており、そこの集出荷担当職員が退社したため、事務職員がその業務に当たったことにより通常事務が滞ったと報告を受けている。

【質疑：大西委員】

総会を開けない旨を事前に市に連絡して、情報共有できていたのか。

【答弁：朝比奈観光商工課長】

6月末の時点で開けていないことがわかっていた。コロナ禍の影響で申告期限の延長等、諸々の事情はあったものの、定款では期限が定められているため、6月頃から事務局へ決算や総会について口酸っぱく連絡を取っていたが、先程説明したように事務遅延が原因で、このような事態になってしまったところである。

■次に、「防災・減災、国土強靱化対策と地方創生に向けた社会資本整備の推進を求める意見書」について協議した。

— 小 休 —

○まちづくり課桑原課長から、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の現状について説明を受けた。

○過去に、四万十市議会において四国横断自動車道の早期延伸について全会一致で決議の上、幡多6市町村議会で国へ要望活動を行ったことから、意見書を提出してはどうかという意見が出た。

○長期にわたる財政的支援等がなければ、国土強靱化計画を立てても遂行が困難なため、

意見書を提出してはどうかという意見が出た。

○意見書の文言について内容確認を行った。

— 正 会 —

委員長が提案者となり、今定例会へ意見書を提出することとした。

■次に、行政視察について協議を行った。

— 小 休 —

— 正 会 —

【宮本委員長】

実施日：10月後半から11月前半

視察先：函館市役所…まちなみ・都市景観賞関係

青森県大間町Yプロジェクト(株)…Yプロ地たびツアー等

青森県大間町役場…大間町地域農業再生協議会の取り組み

函館市…函館朝市

以上を案として視察先の受入れ状況を確認し、可能な場合は実施する。詳細は正副委員長と事務局に一任。

— 小 休 —

■事務局より連絡事項

○今年度の住民と議会との懇談会が中止となった旨を説明した。

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。

意見書では大きく3つの項目を掲げている。

①「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の加速化を図りつつ、新たな5か年計画を策定し、予算を安定的に確保すること。

○「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、平成30年7月豪雨を受け、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成30年から令和2年度までの3年間で集中的に取り組むを進める事業である。

○本市においては、この事業により以下のようなメリットを受けている。

- ・国道441号バイパス整備において、トンネル工事の事業化と工事着手（口屋内）
- ・中村地域において、手洗川勝間線及び鴨川線での法面整備や、亀ノ甲田野川橋線での冠水対策（敷地地区）の事業費を拡大
- ・中村地域において、浸水地区の道路側溝整備等、今まで単費で実施していた維持系の事業の内、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と関連する市単独事業について、有利な起債を活用することで事業費を拡大（緊急自然災害防止対策事業）

○しかし、この事業が令和2年度で終了した場合、市はもとより県においても事業の停滞が心配される。本年7月の熊本県集中豪雨等は本市でも起こり得る事、また南海トラフ地震の発生も懸念されることから、本事業の継続は必要と考えられる。

○市長が会長を務める四国横断自動車道建設促進期成同盟会、副会長を務める高知県市町村道整備促進期成会でも同様の要望を提出。全国の県議会や他県の市町村議会でも意見書が採択されている。県内の他市町村議会ではまだないようだが、各首長においては同様の要望があるため、今後採択される可能性が高い。四万十市が先頭を切って議決してもらいたい。

②「急速に老朽化が進む社会インフラに対し、長寿命化計画に基づく予防保全型の修繕・更新が図られるよう、予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

○橋梁の多い本市において長寿命化対策は重要である。

③「地方創生に向けた社会資本整備を着実に推進するため、公共事業予算を安定的かつ持続的に確保するとともに、地域経済の早期回復のための公共事業を含めた経済対策を講じること。

○コロナ禍の中で経済回復の様々な取り組みが行われると思うが、物流・観光・分散型の国土利用等を考えると、高速道路の延伸など道路ネットワークの整備を早急に進める必要がある。

※捕捉

（委員長）高速道路の延伸については過去に全会一致し、幡多6市町村議会で国へ要望を行ったこともある。今回も産業建設常任委員会で提案したい。（H27.12月議会：四国横断自動車道の早期延伸を求める意見書）

（議長）8/27の高知県市議会議長会臨時総会において、本市からは国土強靱化の更なる支援、財政的支援等について要望を提出した。長期にわたる財政的支援が無ければ、計画遂行は困難である。委員会として提出すると良いと考える。

(まちづくり課)

大きく意見として掲げていただきたい点が、

①防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策の継続。新たな5ヶ年計画を策定して、予算を安定的に確保するという点である。

防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年計画は、平成30年7月豪雨を受け、平成30・令和1・令和2年の3ヶ年で緊急に実施すべきハード・ソフト対策を集中的に取り組む、というところでのこの対策が進められている。本市では国道441号のバイパス整備のトンネル工事をこの事業に乗せることができ、事業化を図りトンネル工事に着手できた。また、中村地域では手洗川勝間線、鴨川線での法面对策や、亀の甲田野川橋線では敷地の冠水対策の事業費が大きく増えたところである。また、特筆すべき点として、この事業で市単独の維持系の起債事業、これにも関連するものについては起債事業として挙げる事が出来るということで、浸水地区がある区域の道路側溝整備等に大きな予算を、今まで単費であったものを、それを原資とした起債を打てることによって事業費を伸ばす事が出来て、市民の皆様にも喜んでいただいているものである。

これが令和2年度に終了となると、市の事業はもとより県の事業においても滞ってくるものがある。まだまだ高知県では南海トラフ地震の事を考えたり、今年7月の熊本県での豪雨等も四万十市で起こりうることなので、そういったことを考えるとこの事業の継続が必要ではないか、というところである。

市としても市長が会長を務めている四国横断自動車道や、副会長を務める高知県の市町村道整備促進期成会でもこの要望をしているところである。全国の県議会においても、ほとんどのところがこの意見書を議決して意見書として提出するようである。他県の他市町村でもあるようだが、高知県ではまだこの意見書を議決した市町村はないようであるが、おそらく他市町村長におかれても同様の要望があると思われるので、議決されて来るだろうと思っている。まず四万十市で先頭を切って議決いただければという想いでいる。

②③は、橋梁の多い本市において長寿命化対策も重要であるためその部分。

③はコロナ禍の中で経済回復の様々な取り組みが行われると思うが、観光や物流、分散型の国土利用を考えると高速道路のネットワークも重要であろうという部分。

この三点を国へ提出して頂ければと思っている。

※ミッシングリンク：四国8の字ネットワーク（高規格道路）について、未事業化や事業未完了の区間がいくつかある。その早期解消を図るもので、高速道路を延伸し8の字を完成させようというもの。リンクしていないという意味合い。

(委員長)

過去にも市で高速道路の延伸について全会一致し、幡多6ヶ市町村で国へ要望したこともある。今回は、産業建設常任委員会から提案提出できたらな、という想いでいる。

(議長)

8月27日高知縣市議会議長会臨時総会でも四万十市から国土強靱化の更なる支援、財政措置支援について要望を提出済。本市は既に計画策定済だが、長期にわたる財政支援が無ければ計画を遂行できないため、是非委員会としても提出してもらいたい。

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

(予算の執行に関する長の調査権等)

第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。